

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例 平成21年3月26日条例第12号 別表（第3条関係）				○川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例 平成21年3月26日条例第12号 別表（第3条関係）			
	名称	区域	地区		名称	区域	地区
1 ～ 15	略	略	略	1 ～ 15	略	略	略
16	南渡田北地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項 の規定により告示された南 渡田北地区地区計画におい て地区整備計画が定められ た区域	A-1地区 C-1地区 C-2地区	<u>(新設)</u>			